

平成26年3月28日
環境ワーキンググループ事務局

水質事故に備えた危機・リスク管理に係る取りまとめ意見

- リスク評価手法の見直し
 - 一 今回の事故は、排出者の規制・管理と水資源利用者の水質管理との連携がうまくいかず、人への曝露経路上の外的影響因子を全てカバーしたリスク評価が、有害化学物質に対して十分に行われていなかったことが要因と考えられる。
 - 一 新たな化学物質が日々開発されている昨今において、化管法や水濁法等でのリスク評価段階で十分なリスクの検討がなされるべきで、現在のリスク評価手法の検証・見直しの検討をするべき。

- 関係府省による一体的取組みの推進
 - 一 安全な街づくりを目指す観点から、関係府省や必要に応じて専門家が一体となって化学物質の排出に関連する規制（化管法、化審法、水濁法、廃掃法等）と自然資源の利用・保全に関連する規制（水資源に関しては水道法、河川法、下水道法、工業用水法等）の整合を図り、適切な監視とシームレスな法令運用による排出者管理を実現するしくみが必要。

- 他の浄水処理に対する確認
 - 一 今回の事案では塩素殺菌によるホルムアルデヒドの副次的発生が問題となったが、浄水処理ではカビ臭除去等を目的として、より酸化力の強いオゾンを使った高度処理が行われる場合もあり、その場合、臭素酸のほか N-ニトロソジメチルアミンも懸念される副生成物として報告例がある。問題となるような前駆物質や、後段処理（生物活性炭処理等）による副生成物の除去性等についての確認調査を検討すべき。

《参考：AP 特定時における特記事項》

- 一 本施策は、水関連インフラの安全性を確保し、安全・安心な社会実現のために重要な施策である。
- 一 水環境の環境リスクが懸念される物質についての現状・問題点を抽出し、危機管理・リスク管理のためのガイドラインを策定し、事業者等による自主的な管理を推進するとともに、必要に応じて規制強化の検討を進める取り組みである。
- 一 将来的には水道インフラとの情報共有体制を構築するとともに、規制制度の見直しを視野にいれ、インフラ基盤の安全・安心を揺るがす事故を防ぐことに資する。
- 一 なお本施策では、国内でのリスク管理等の成果をふまえた、グローバル展開の可能性についても示されている。

以上